

普通財産売却随時公募方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、普通財産を随時公募方式により売却を行うため必要な事項を定める。

(処分の対象)

第2条 本要領により売払う普通財産(以下「売払物件」という。)は、次の各号に該当するものを対象とする。

(1) 一般競争入札において入札参加者又は落札がない物件

(2) 一般競争入札において落札者が契約を締結しない物件

(売却価格)

第3条 売払物件の売却価格は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 一般競争入札において入札参加者がいない物件及び落札がない物件については、当該入札における予定価格以上の価格

(2) 一般競争入札において落札者が契約を締結しない物件については、当該入札の落札金額以上の価格

(申込み資格を有しない者)

第4条 次に掲げる者は、申込み資格を有しない。

(1) 正当な理由がなく、この要領による契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から2年を経過しない者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する風俗関連営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとするもの

(3) 市税を滞納している者

(売払期間)

第5条 本要領による売却可能な期間は、当該財産の一般競争入札の翌日から6ヶ月以内とし、売払物件ごと任意に定める。

(広告)

第6条 売却に関する広告は、次に定める事項について、市ホームページその他の方法により行うこととする。

(1) 売払物件の所在地、面積、条件等

(2) 売却期間及び申込場所

(3) 譲受申込人の資格に関する事項

(4) 譲受申込人が提出する書類等に関する事項

(5) 譲受人の決定方法

(6) 契約締結期限

(7) 契約保証金に関する事項

(8) その他必要な事項

(提出書類)

第7条 本要領による申込みをしようとする者は、次に掲げる書類を持参して提出しなければならない。

- (1) 財産譲受申込書(第1号様式)
- (2) 利用計画書(第2号様式)
- (3) 市税完納証明書
- (4) 申込者の住民票の写し(外国人の場合は外国人としての住民登録を証明する書面。ただし法人の場合は登記事項証明書(現在事項全部証明書))
- (5) 身分証明書(申請者が個人の場合。本籍地のある役所、役場の発行する身分証明書)
- (6) 誓約書(第3号様式)
- (7) その他必要な書類

2 前項第4号及び5号に掲げる書類については、過去2年の間に市有地の購入等のために提出した内容に変更がない場合は、誓約書(第4号様式)を提出することにより不用とする。

(譲受人の決定方法)

第8条 譲受人は、先に申込書及び必要書類を提出した者とする。

- 2 一の売払物件に、別に定める期間内において同時に二以上の申込みがあった場合はくじ引きにより譲受人を決定する。
- 3 普通財産売払媒介方式事務処理要領による売払いを並行して行う場合については、同方式による申込みよりも先に譲受申込書等必要書類を提出した者を譲受人とする。ただし媒介方式による譲受申込書の提出と同日に本要領による譲受申込書を提出した場合はくじ引きにより譲受人を決定する。

(売払決定通知)

第9条 市長は、申込があった場合、第4条に掲げる申込資格について速やかに審査し、売払いの決定を通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に所定の売買契約書により契約を締結するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

- 2 譲受人が前項の期間内に契約を締結しないときは、契約に関する権利を失う。
- 3 契約の締結に関する費用は、譲受人の負担とする。

(用途の制限)

第11条 譲受人は、譲受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める風俗関連営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供してはならない。

(契約保証金)

第12条 市長は、契約締結までに、譲受人に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付させなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合

は、その期間を延長することができる。

2 契約保証金は譲受人の希望により、売買代金に充当することができる。

(売買代金の納付)

第 1 3 条 契約者は売買代金 (前条第 2 項の規定により契約保証金を売買代金に充当する場合は市が指定する金額) を、指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 契約者が前項の金額を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金は市に帰属する。

(所有権移転等)

第 1 4 条 売買代金の納付を確認した後、契約者からの請求により処分地の所有権移転登記手続を行う。

(公租公課)

第 1 5 条 売払後の処分地の所有権移転に要する登録免許税及び所有権移転の原因により生じた公租公課等は、譲受人の負担とする。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 1 0 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

住所又は所在地
申込人
氏名又は名称
電話

財産譲受申込書

次のとおり財産を譲り受けたいので申し込みます。

譲受申込金額

譲受申込 金額	十億			百万			千			円
------------	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

譲受申込財産

1 土地（建物）の所在
2 地目及び地積（構造及び面積）
3 使用目的
4 その他

(第2号様式)

利用計画書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

住 所
(所在地)

氏 名
(会社名及び代表者名)

次のとおり利用計画書を提出します。

利用計画				
建物概要	建築面積	m ²	建物着工予定日	
	延床面積	m ²	建物完了予定日	
	構 造		建 築 費	円
資金計画	自己資金内容			
	借入れ計画			
備考				

(第3号様式)

誓約書

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

私もしくは当法人及び当法人役員等は、浜松市暴力団排除条例第2条に規定する以下のすべてに該当しないことを誓約します。

暴力団であること

暴力団員等であること

暴力団員等と密接な関係を有する者であること

上記のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体であること

上記の者でないことを確認するため、浜松市が必要な場合には、本様式に記載されたすべての者の個人情報を、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することについて同意します。

1 申込者(個人の場合) 氏名 _____

(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所

2 申込者(法人の場合) 法人名 _____
代表者氏名 _____

申込時点の役員

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日 (和暦)	性別	住所
代表者				

役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

(第4号様式)

令和 年 月 日

浜松市
浜松市長

提出書類の記載内容に係る誓約書

年 月 日に市有地の購入等のため提出した下記の証明書等について、記載内容が全て事実と相違ないことを誓約します。

上記について事実と相違があった場合は、契約保証金は浜松市に帰属することについて同意します。

記

住民票の写し

法人登記事項証明書

身分証明書（本籍地のある役所・役場の発行する身分証明書）

該当する書類の に「レ」点を記入

以上

(参加者) 住 所・所在地

氏 名・名 称
(会社名・代表者名)

印